

# 審 査 基 準

平成7年10月1日作成

法 令 名 :	道路交通法施行規則
根 拠 条 項 :	第1条の4第2項
処 分 の 概 要 :	車いすの確認
原権者(委任先) :	警察署長
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	<p>警察署長の確認が行われることとなる具体例は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合</li><li>○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合</li><li>○ 一方の下肢は障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合</li></ul> <p>などである。</p>
標 準 処 理 期 間 :	5日
申 請 先 :	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課(係)窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課 (017-723-4211) 各警察署の交通課
備 考 :	